○七〇九・五九	その他のもの					
	しいたけ		X			
	その他のもの		A			
○七〇九・六〇	とうがらし属又はピメンタ属の果実	三%	B 5			
○七〇九・七〇	ほうれん草、つるな及びやまほうれん草		A			
○七〇九・九〇	その他のもの					
	スイートコーン	六%	B 10			
	その他のもの		A			
○七・一〇	冷凍野菜（調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限る。）					
○七一〇・一〇	ばれいしょ	八・五%	B 7			
	豆（さやを除いてあるかないかを問わない。）					
○七一〇・二一	えんどう（ピスム・サティヴム）	八・五%	B 7			
○七一〇・二二	ささげ属又はいんげんまめ属の豆	八・五%	B 7			
○七一〇・二九	その他のもの					
	枝豆	六%	B 5			
	その他のもの	八・五%	B 7			
○七一〇・三〇	ほうれん草、つるな及びやまほうれん草	六%	B 10			
○七一〇・四〇	スイートコーン	一〇・六%	B 10			
○七一〇・八〇	その他の野菜					
	ごぼう	一二%	B 10			
	その他のもの					
	ブロッコリー	六%	B 5			
	その他のもの	六%	B 7			
○七一〇・九〇	野菜を混合したもの					
	スイートコーンを主成分とするもの	一〇・六%	B 10			
	その他のもの	六%	B 5			
○七・一一	一時的な保存に適する処理をした野菜（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）					
○七一一・二〇	オリーブ	四・五%	B 7	G		
○七一一・四〇	きゅうり及びガーキン	九%	B 7			
	きのこ及びトリフ					
○七一一・五一	きのこ（はらたけ属のもの）	九%	B 7			
○七一一・五九	その他のもの		A			
○七一一・九〇	その他の野菜及び野菜を混合したもの					
	なす（一個の重量が二〇グラム以下のものに限る。）、らっきょう及びわらび					
	なす	六%	B 15			
	らっきょう及びわらび	六%	B 5			
	その他のもの					
	ごぼう	一二%	B 10			
	その他のもの					
	なす	九%	B 15			
	ケーパー	七・五%	B 7	G		
	その他のもの	九%	B 7			
○七・一二	乾燥野菜（全形のもの及び切り、砕き又は粉状にしたものに限るものとし、更に調製したものを除く。）					
○七一二・二〇	たまねぎ	九%	B 10			
	きのこ、きくらげ（きくらげ属のもの）、白きくらげ（白きくらげ属のもの）及びトリフ					
○七一二・三一	きのこ（はらたけ属のもの）	九%	B 7			
○七一二・三二	きくらげ（きくらげ属のもの）		A			
○七一二・三三	白きくらげ（白きくらげ属のもの）		A			
○七一二・三九	その他のもの					
	しいたけ		X			
	その他のもの		A			
○七一二・九〇	その他の野菜及び野菜を混合したもの					
	スイートコーン					
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの		A			
	その他のもの	一キログラムにつき九円	B 7			
	その他のもの					
	ばれいしょ（切ってあるかないかを問わないものとし、更に調製したものを除く。）	一〇%	B 10	G		
	その他のもの					
	たけのこ	七・五%	B 7	G		
	その他のもの	九%	B 7			
○七・一三	乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。）					
○七一三・一〇	えんどう（ピスム・サティヴム）					
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの		A			
	その他のもの					
	播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの		A			
	その他のもの		X			
○七一三・二〇	ひよこ豆		A			
	ささげ属又はいんげんまめ属の豆					
○七一三・三一	緑豆（ヴィグナ・ムンゴ及びヴィグナ・ラジアタ）		A			
○七一三・三二	小豆（ファセオルス・アングラリス又はヴィグナ・アングラリス）		X			
○七一三・三三	いんげん豆（ファセオルス・ヴルガリス）					
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの		A			
	その他のもの					
	播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの		A			
	その他のもの		X			
○七一三・三九	その他のもの					
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの		A			
	その他のもの					
	播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの		A			
	その他のもの		X			
○七一三・四〇	ひら豆		A			
○七一三・五〇	そら豆（ヴィキア・ファバ変種マヨル、ヴィキア・ファバ変種エクイナ及びヴィキア・ファバ変種ミノル）					
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの		A			
	その他のもの					
	播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの		A			
	その他のもの		X			